

建 第 1191 号
令和4年8月12日

いしかわ21世紀住まいづくり協議会
会長 照田 繁隆 様

石川県土木部建築住宅課長
(公 印 省 略)

住宅の応急修理制度について(依頼)

平素より、県政の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

去る8月4日、加賀地方を中心とした記録的な大雨により、住家をはじめとして、大きな被害が発生したことから、県では、被災者の応急的な救助を行うため、金沢市、小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町を対象に、災害救助法を適用しました。

住家に被害のあった被災者に対しては、被害の状況等に応じて、居室、炊事場及び便所等の日常生活に必要最小限度の部分について、住家の応急修理の支援が実施されるため、添付の住宅の応急修理に関する留意事項等をご参照いただき、修理費用の支払に係る問題が生じないよう、会員への周知徹底をお願い申し上げます。

なお、ご不明な点は、当課までお問い合わせくださいますよう、お願いいたします。

(事 務 担 当)

建築住宅課住宅政策グループ 星名、大窪

TEL:076-225-1777

FAX:076-225-1779

E-MAIL:kenjuu@pref.ishikawa.lg.jp